

令和4(2022)年度介護職員処遇改善加算及び 介護職員特定処遇改善加算の届出について

令和4(2022)年度の介護職員処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という。)及び介護職員等特定処遇改善加算(以下、「特定加算」という。)を算定(新規及び継続)する事業所は、処遇改善計画書の届出が必要です。提出期限の令和4年4月15日(金)までに届出がない場合は加算の算定が遅れることとなりますので御注意ください。

なお、令和4年度介護報酬改定を踏まえて計画書の様式が新たに提示されております。以前の様式では届出を受理できませんので御注意ください。

また、記入漏れなど書類に不備がある場合も受理できないことがありますので、十分確認の上、送付してください。

1 届出

(1) 提出書類

届出様式は、県庁ホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてください。

●掲載先 県庁ホームページトップ>健康・福祉>高齢者・介護>介護保険>

令和4(2022)年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

①計画書(別紙様式2-1、2-2、2-3)

必ず提出してください。

- ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 別紙様式2-1
- ・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表) 別紙様式2-2
- ・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表) 別紙様式2-3

②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等

加算区分を**変更**する場合(加算Ⅱ→加算Ⅰなど)や**初めて加算を算定**する場合は、提出してください。

併せて、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も提出してください。

なお、別紙様式2-2又は2-3で複数の事業所を一括して届け出る場合、事業所(サービス種類)ごとに当該届出書及び一覧表を提出してください。

(2) 提出方法及び提出先

●提出方法 **郵送**

●提出部数 **1部**

●①の提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県長寿介護課 **処遇改善加算担当**

※封筒には、「令和4年度介護職員処遇改善加算等届出関係書類在中」と朱書きしてください。

●②の提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県長寿介護課 **施設介護担当または居宅介護担当**

※封筒には、「令和4年度介護給付費算定に係る体制等の届出書(〇〇サービス分)在中」と朱書きしてください。

(3) 提出期限

令和4年4月15日(金) (当日消印分まで有効)

2 加算対象サービス及び加算率

下記のとおりです。

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算			介護職員等特定処遇改善加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)に該当	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)に該当
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%
介護療養施設サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

3 加算の区分と要件

処遇改善加算

処遇改善加算の区分は以下のとおりです。

※令和3年度介護報酬改定により、令和4年度から加算Ⅳ・Ⅴは廃止されました。
要件については以下のとおりです。

表3-1 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分<処遇改善加算>

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	3-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	3-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	3-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者

① キャリアパスに関する要件

取得する処遇改善加算の区分に応じた要件が定められています。

詳細は、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日発、老発0316第4号）」別紙様式2-1の3にある「キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉」にて御確認ください。

② 職場環境等に関する要件

当該年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日発、老発0316第4号）」別紙1表4職場環境等要件）を全ての介護職員に周知していること。

※令和3年度介護報酬改定により、過去ではなく、当該年度に実施することが必要とされており、御注意ください。

特定加算

特定加算の区分は「特定加算Ⅰ」又は「特定加算Ⅱ」のいずれかです。

表3-2 サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率<特定加算>

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	3-（2）-④の介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	3-（2）-④の処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

※④見える化要件については、令和3年度は算定要件ではありませんでしたが、令和4年度は算定要件となっておりますのでご注意ください。

要件については以下のとおりです。

① 介護福祉士の配置等要件

サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分（訪問介護にあっては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は入居継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は日常生活継続支援加算を届出している必要があります。

※令和3年度介護報酬改定により、対象加算が一部変更されています。

特定加算Ⅰを取得する場合、上記の加算を届出しているか、改めて御確認ください。

② 特定処遇改善加算要件

処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定している必要があります。

特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを取得した場合、対象となります。

③ 職場環境等要件

当該年度に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知する必要があります。

なお、この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日発、老発0316第4号）」別紙1表4職場環境等要件」にある、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の計6区分ごとにそれぞれ1以上の取組を行う必要があります。（令和3年度介護報酬改定により、過去ではなく、当該年度に実施することが必要とされておりますので、御注意ください）

※令和4年度は、6区分の内、必ず全ての区分を選択し、それぞれ1つ以上取り組むことで算定可能となります。

④ 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることが必要となります。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載してください。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表してください。

※令和4年度は算定要件となりますので、公表の御協力をお願いします。

4 届出内容を証明する資料の保管及び提示

処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管してください。また、県又は市町村から求めがあった場合には速やかに提示する必要があります。

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
- ② 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等

5 計画書等の職員への周知等

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知する必要があります。

6 変更の届出について

処遇改善加算届出書の内容について、以下について変更があった場合、「介護職員処遇改善加算変更届」又は「介護職員等特定処遇改善加算変更届」により、必要書類を添えて、届け出てください。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数事業所を一括して届け出ている事業者において、事業所等の増減（新規、廃止等）があった場合
- ③ 就業規則等の改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）があった場合
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況を変更（要件を満たすことに伴う変更等）する場合
- ⑤ 介護福祉士の配置等要件の適合状況の変更により、特定加算の区分が変更となった場合

7 留意事項

- ・提出する計画書について、押印の必要はございません。
- ・宮崎県以外の指定権者（市町村等）から指定を受けている場合、市町村等へも指定の様式で計画書等を提出してください。
- ・当該加算の届出及び請求等に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となることがあります。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算については、様式等が決まり次第、再度御案内します。